

保険会社向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
Ⅱ 保険監督上の評価項目 Ⅱ－3 業務の適切性 Ⅱ－3－11 適切な表示の確保 (1)～(2) (略) (3) 適正な表示を確保するための内部規定が適切に策定されているか。 (注) 内部規定は、次の事項等を踏まえ、保険期間、保障内容、引受条件及び保険料率・保険料等が適切に表示されるよう留意して策定されているか。 ① 保険商品の保障内容に関する優良性を示す際に、それと不離一体の関係にあるものを併せてわかりやすく示さないことなどにより、契約者等に著しく優良との誤解を与える表示となっていないか。 例えば、保険商品の保障内容に以下の例示のような一定の制限条件があるにもかかわらず、当該条件が表示されていない場合、又は著しく小さな文字で表示されている、著しく短い時間で表示されている、参照先を明瞭にすることなく保障内容を強調した表示から離れたところに表示されている等により当該条件表示を契約者等が見落とすような表示方法となっている場合には、当該保険商品の内容が、実際のものよりも著しく優良であるとの誤解を与えるおそれがあることに留意する必要がある。 ア. 給付事由の全部又は一部について、契約後一定の不担保期間がある場合 イ. 保険金（給付金）額等が被保険者の年齢、契約後の年数、入院日数、対象疾病等の条件により減額又は消滅する場合 (新設) また、保険商品の保障内容に関する優良性と直接関係のない情報を表示し、あたかも優良であるかのごとき表示をなしている場合には、実際のものよりも著しく優良であるとの誤解を与えるおそれがあることに留意する必要がある。	Ⅱ 保険監督上の評価項目 Ⅱ－3 業務の適切性 Ⅱ－3－11 適切な表示の確保 (1)～(2) (略) (3) 適正な表示を確保するための内部規定が適切に策定されているか。 (注) 内部規定は、次の事項等を踏まえ、保険期間、保障内容、引受条件及び保険料率・保険料等が適切に表示されるよう留意して策定されているか。 ① 保険商品の保障内容に関する優良性を示す際に、それと不離一体の関係にあるものを併せてわかりやすく示さないことなどにより、契約者等に保障内容が著しく優良との誤解を与える表示となっていないか。 例えば、保険商品の保障内容に以下の例示のような一定の制限条件があるにもかかわらず、当該条件が表示されていない場合、又は著しく小さな文字で表示されている、著しく短い時間で表示されている、参照先を明瞭にすることなく保障内容を強調した表示から離れたところに表示されている等により当該条件表示を契約者等が見落とすような表示方法となっている場合には、当該保険商品の内容が、実際のものよりも著しく優良であるとの誤解を与えるおそれがあることに留意する必要がある。 ア. 給付事由の全部又は一部について、契約後一定の不担保期間がある場合 イ. 保険金（給付金）額等が被保険者の年齢、契約後の年数、入院日数、対象疾病等の条件により減額又は消滅する場合 ウ. <u>先進医療による治療を給付事由とすることにより、医療行為、医療機関及び適応症等によっては、給付対象とならないことがある場合</u> また、保険商品の保障内容に関する優良性と直接関係のない情報を表示し、あたかも優良であるかのごとき表示をなしている場合には、実際のものよりも著しく優良であるとの誤解を与えるおそれがあることに留意する必要がある。

現 行	改 正 後
② 保険商品の取引条件の有利性を示す際に、制限条件等を併せてわかりやすく示さないことなどにより、契約者等に著しく有利との誤解を与える表示となっていないか。 例えば、保険料の表示に関して、主たる契約者層とは考えられない若年層等の保険料を用例とし、その適用年齢等の条件表示を著しく小さく表示しているため、契約者等が見落とすような表示となっている場合には、他の年齢層等の契約者等についても当該保険料が適用され、実際のものよりも著しく安いとの誤解を与えるおそれがあることに留意する必要がある。 また、保険商品の取引条件に関する有利性と直接関係のない情報を表示し、あたかも有利であるかのごとき表示をなしている場合には、実際のものよりも著しく有利であるとの誤解を与えるおそれがあることに留意する必要がある。 ③ 保険商品・サービス等に関する表示が客観的事実に基づくものとなっているか。 例えば、業界における最上級その他の序列を直接に意味する用語、唯一性を直接に意味する用語又は相対的な優位性があることを意味する用語を使用する場合は、その主張する内容が客観的に実証されているか。 (新設) ④～⑤ (略) (4)～(7) (略)	② 保険商品の取引条件の有利性を示す際に、制限条件等を併せてわかりやすく示さないことなどにより、契約者等に著しく有利との誤解を与える表示となっていないか。 例えば、保険料の表示に関して、主たる契約者層とは考えられない若年層等の保険料を用例とし、その適用年齢等の条件表示を著しく小さく表示しているため、契約者等が見落とすような表示となっている場合には、他の年齢層等の契約者等についても当該保険料が適用され、実際のものよりも著しく安いとの誤解を与えるおそれがあることに留意する必要がある。 ③ 保険商品・サービス等に関する表示が客観的事実に基づくものとなっているか。 例えば、業界における最上級その他の序列を直接に意味する用語、唯一性を直接に意味する用語又は相対的な優位性があることを意味する用語を使用する場合は、その主張する内容が客観的に実証されているか。 <u>また、客観的な事実について表示する際に、その一部のみを表示あるいは強調することにより、以下の例示のような契約者等に誤った事実認識をさせるおそれのある表示となっていないか。</u> <u>ア. 医療費の自己負担額について、高額療養費制度に基づく給付を反映していない額を表示することにより、過大に認識させるおそれのあるものとなっていないか。</u> <u>イ. テレビCM等において、十分な視認性を確保せずに重要な事項を画面上に注記して表示したものとなっていないか。</u> ④～⑤ (略) (4)～(7) (略)